

事務連絡
令和7年4月28日

会員各位
特別会員各位

京都府中小企業団体中央会

京都府の補助金公募開始等のご案内

平素より本会の運営にご協力を賜りありがとうございます。

今般、標記につきまして下記の通り、中小企業組合や組合員を対象とした補助金の公募が開始されましたので、ご案内申し上げます。

また、以下の事業以外にも中小企業組合や組合員を対象とした事業が公募等されています。本会のホームページにおいてご案内しておりますので、ご参考いただき組合員にも情報提供等周知いただきますようお願い申し上げます。

記

～働きやすい職場づくりに向けて、人材確保・定着のための魅力ある職場づくりをサポート～

【本会実施】

- 1.就労・奨学金返済一体型支援事業補助金
- 2.就労環境改善サポート補助金

【京都府実施】

- 3.多様な働き方推進事業費補助金

①誰もが働きやすい職場づくりコース／病児保育コース／育児休業取得促進コース

(京都府商工労働観光部労働政策室 ☎075-682-8925)

②テレワークコース

(京都企業人材確保センター ☎075-682-8948)

※各事業の補助対象内容・対象者・経費、申請方法等の概要は、同封のチラシをご参照下さい。

※本会が実施する事業は、上記の1及び2の事業です。

補助金募集要項等につきましては、ホームページにてご案内しております。

(<https://www.chuokai-kyoto.or.jp/>)

※3及び4の事業については、京都府の実施ですので、それぞれ上記の窓口までお問合せ下さい。

京都府中小企業団体中央会 【本部】 ☎075-708-3701
【北部事務所】 ☎0773-76-0759

受付印 02875 001

7.4.30

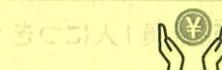
京都府中小企業団体中央会
検査課



中小企業の事業主の皆様へ

従業員の奨学金返済を支援して人材の確保・定着につなげませんか?

奨学金返済支援制度 導入企業募集案内



奨学金返済支援制度とは？

企業等が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで奨学金返済を支援する社内制度のことです。京都府と京都府中小企業団体中央会は、この制度を導入する中小企業等をサポートする事業を実施しています。

京都府内の中小企業などの308社が導入しています！(令和7年4月1日現在)

導入するメリットは?

- 人材確保・定着**
長期雇用が見込める若手人材の確保と離職率の低減につながります。
 - 企業イメージの向上**
従業員を大切にする企業という印象につながり、企業の魅力がアップします。
 - 従業員のモチベーション向上**
帰属意識を高めるとともに自己啓発の動機づけの効果が期待できます。
 - 法人税の課税負担軽減**
給与として損金算入できるほか、算上は促進税制の対象になります。

奨学金を借りている学生の採用に驚がった!

制度があったことが就職の
決め手の1つになりました

導入企業の声

若手採用に向けた企業PRとして
制度を活用しています

奨学金の返済で悩むことなく
日常業務に専念できます。

京都府のサポートメニュー

- 1 補助金で支援額の一部を助成

 - 補助率
1/2
 - 補助金額
最大9万円
／年・人
 - 補助期間
最長6年間

- 2 制度導入企業をPRします！
京都府HP、公式SNS、チラシ等で学生・
求職者に導入企業として紹介します。

大学生の2人に1人が
奨学金を利用している
とのデータがあります！

- 3 制度導入に向けたサポート
奨学金返済支援制度の検討や社内規程整備に向けた出張相談を実施しています。

- ## 4 京都府制度融資による金利優遇

奨学金返済支援制度の導入までの4STEP!

- ```
graph LR; A[STEP 1
社内規程の整備
ホームページに
規程例を
掲載しています] --> B[STEP 2
社内規程を
京都府へ送付
(事前確認)]; B --> C[STEP 3
社内規程を
所轄労働基準
監督署へ提出]; C --> D[STEP 4
補助対象者
登録申請];
```

まずはお気軽に裏面『お問い合わせ先』までお問い合わせください！

# 就労・奨学金返済一体型支援事業 補助金のご案内

## 補助対象となる中小企業等

京都府内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等

中小企業等経営強化法に定める中小企業者、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、きょうと福祉人材育成認証制度による認証又は「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けている者のうち会社以外の者等

### 支援対象者

上記企業等に勤め、次の要件を全て満たす者

(年齢制限なし)

- ① 正社員であること
- ② 当該企業において正社員となってから6年以内であること(中途採用含む)
- ③ 受給した奨学金を本人が返済中であること
- ④ 府内事業所に勤務していること

### 支援対象期間

正社員1人につき

**最大6年間**

※正社員となった日以降に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算

### 補助額

以下のいずれか低い額となります。

- 企業が従業員に対し支給する手当等の額の1/2以内
- 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 正社員となってから1年目～3年目 | 上限9万円/人・年 |
| 正社員となってから4年目～6年目 | 上限6万円/人・年 |

(例) 従業員の年間返済額20万円、企業の年間手当額18万円の場合

| 従業員の負担額 | 企業の負担額 | 京都府補助額 |
|---------|--------|--------|
| 2万円     | 9万円    | 9万円    |

### 登録期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

### 申請期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)

### 申請方法

詳細は、京都府中小企業団体中央会  
ホームページをご覧下さい。  
<https://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/>



### 手 続 き の 流 れ

STEP01

STEP02

STEP03

STEP04

STEP05

STEP06

STEP07

支援制度創設

補助対象者  
登録申請

登録決定通知

事業計画書  
の提出

交付申請  
請求書の提出

交付決定  
補助金交付

実績報告

随 時  
～令和7年12月26日(金)

令和8年1月5日(月)  
～1月30日(金)

概ね2週間以内  
または  
3月31日のいずれか早い日

### お問い合わせ先

奨学金返済支援制度の導入に関するお問い合わせ

京都府商工労働観光部労働政策室

TEL:075-682-8925

Email: [rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp)

補助金に関するお問い合わせ

京都府中小企業団体中央会

TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725

就労環境を改善して

誰もが働きやすい職場へ!

快適な職場づくりを目指して

# 就労環境改善サポート補助金のご案内

長時間労働の是正など、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者等に補助金を交付し、誰もが働きやすい職場づくりを支援します。

## 長時間労働の削減



## 年次有給休暇の取得促進



## 作業環境の改善



## 補助対象経費

### (1) 就業規則の作成又は見直しに関する経費

・社会保険労務士への委託経費

### (2) 従業員の勤怠を管理するための設備導入に関する経費

・タイムレコーダーの導入経費

・勤怠管理システムの導入経費

### (3) 就労環境の改善のための設備導入に関する経費

#### 【補助対象となる経費の例】

- ・暑熱対策のためのエアコン、スポットクーラー及び屋外作業者用のファン付き作業着の導入経費
- ・寒冷対策のためのエアコン、ストーブ及びヒーター付作業着の導入経費
- ・身体的負担軽減や臭気抑制のための従業員用トイレの改修経費

- ・従業員の換気対策のための換気扇の導入経費
- ・従業員の感染症等対策のための空気清浄機の導入経費
- ・粉塵による健康不安対策のための集塵機の設置経費
- ・作業内容に応じた適切な照度を確保するためのLED照明器具の導入経費

**申請期間 令和7年4月28日(月)～5月30日(金)【当日必着】**

※補助金は予算の範囲内で交付するため、希望された金額を交付できない場合がありますので、ご了承願います。

## 補助金額

補助対象経費の2分の1以内 (上限:20万円)

※ただし、就業規則の作成又は見直しについては、その他の規程等の作成を含み、10万円が補助上限額となります。



京都府補助事業



京都府中小企業団体中央会実施

# 就労環境改善サポート補助金

## 1 趣旨

長時間労働の是正等、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者等に補助金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援

## 2 補助対象者

京都府内に事業所を有する労働者災害補償保険の適用事業場で、以下のア～エのいずれかに該当し、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、就労環境改善等の取り組みを行うもの。

ただし、過去3年間（令和4年度～令和6年度）に本補助金を受給した事業者は交付の対象となりません。

（※みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 中小企業者等で下表に掲げるもの

| 業種・組織形態                                         | 補助対象者                    |                                                                   |              |
|-------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|
|                                                 | 資本金<br>(資本金の額又は出資の総額)    | 従業員<br>(常時使用する従業員数)                                               |              |
| ① 製造業、建設業、運輸業                                   | 右記本人以<br>下の従業員を<br>場合を含む | 3億円<br>1億円                                                        | 300人<br>100人 |
| ② 卸売業                                           | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 5,000万円                                                           | 100人         |
| ③ サービス業（ソフトウエア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）               | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 5,000万円                                                           | 50人          |
| ④ 小売業                                           | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 3億円                                                               | 900人         |
| ⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 3億円                                                               | 300人         |
| ⑥ ソフトウエア業又は情報処理サービス業                            | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 5,000万円                                                           | 200人         |
| ⑦ 旅館業                                           | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 3億円                                                               | 300人         |
| ⑧ その他の業種（上記以外）                                  | 事業の従業員を<br>場合を含む         | 3億円                                                               | 300人         |
| その他の法人                                          | ⑨ 組合、連合会                 | 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会                             |              |
|                                                 | ⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人       | 常時使用する従業員の数が100人以下の者                                              |              |
|                                                 | ⑪ 社団法人（一般・公益）            | 直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑩の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者 |              |
|                                                 | ⑫ 財団法人（一般・公益）            | 上記①～⑩の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                               |              |
|                                                 | ⑬ 特定非営利活動法人              | 上記①～⑩の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                               |              |

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア～ウに掲げるもののほか、特に中央会が認めるもの

## 3 補助対象期間（京都府内の事業所において実施される取組が対象となります。）

交付決定日（事前着手日）～令和7年12月31日（木）

### 手続の流れ



就労環境改善サポートアドバイザー派遣により、就労環境の改善に向けたアドバイスを受ける【任意】

申請者

京都府社会保険労務士会 TEL 075-417-1881 FAX 075-417-1880

※申請書は京都府中小企業団体中央会のホームページからダウンロードできます。



京都府中小企業団体中央会に交付申請書等を提出

申請者

※令和7年5月30日（金）までに、簡易書留、レターパック、特定記録郵便など追跡が可能な記録が残る方法にて提出願います。



事業内容、効果について意見聴取会（審査会）において審査し、採択または不採択の通知をします。  
採択の場合は、交付決定を行います。※25社程度採択予定



事業を実施し、効果を確認の上、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出

申請者

※就労環境の改善のための設備導入に関する申請にあたっては、1つ以上の「成果目標」を設定いただき、その達成状況について2週間以上の期間において効果を測定の上、実績報告書に記載してください。



実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定（精算払）

申請者

TEL 075-708-3701 FAX 075-708-3725

受付時間（月曜～金曜 9時～12時、13時～17時）

お問い合わせ先：京都府中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。 <http://www.enjukai.kyoto.or.jp/guide/001/>

まずはご相談ください

お問い合わせ先

働きやすさが未来を創る

# 多様な働き方推進事業費 補助金のご案内

## 誰もが働きやすい 職場づくりコース

- ・時間単位の年次有給休暇制度の導入等  
仕事と生活(育児・介護)の両立支援のための就業規則等社内制度の整備
- ・労働生産性の向上による長時間労働の削減につながる機器、ソフトウェアの導入
- ・託児スペースの整備
- ・多様な働き方の理解促進に向けた研修・セミナーの実施
- ・就業規則、業務マニュアル等の翻訳
- ・外国人従業員の日本語学習サービスの利用等

最大 100 万円



## 病児保育コース

- ・病児対応の子連れ出勤スペースの設置
- ・ベビーシッターの派遣
- ・子の看護等休暇制度の整備 等

最大 100 万円



## テレワークコース

- ・テレワークの実施・推進のための  
情報通信機器(パソコン等)の導入
- ・テレワークに関する就業規則、社内規則の整備
- ・テレワークに関する研修等の実施 等

最大 50 万円



## 育児休業取得促進コース

- ・育児休業取得促進のための就業規則・  
賃金規程の改正
- ・育児休業取得促進のための研修・セミナーの実施

最大 50 万円



新たに実施する取組を発信し、人材確保につなげるための求人広告の出稿、企業説明会への出展も支援します!※  
※テレワークコースは除く

### 申請期間

令和7年 4月18日(金)～  
令和7年 11月28日(金)

京都府では府内企業の人材確保・定着を支援しています!



Kyoto Industries Human Resources Center

京都企業人材確保センター



## 補助上限額・補助率

| コース名                                            | 補助上限額             | 補助率   |        |
|-------------------------------------------------|-------------------|-------|--------|
|                                                 |                   | 中小企業等 | 小規模企業者 |
| 1 誰もが働きやすい職場づくりコース ※1 ※2                        | 50万円              |       |        |
| 2 病児保育コース ※2                                    | 病児対応の子連れ出勤スペースの設置 | 100万円 | 1/2    |
|                                                 | ベビーシッターの派遣        | 10万円  |        |
|                                                 | 子の看護等休暇制度の改正      | 15万円  |        |
| 3 育児休業取得促進コース ※2                                | 50万円              |       |        |
| 4 テレワークコース                                      | 50万円              |       |        |
| 1~3コースの取組を発信し、人材確保に繋げるための求人媒体への掲載、企業説明会への出展等 ※2 | ※3                |       |        |

※1 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間ににおける年次有給休暇取得率の10%上昇を達成した場合は【補助上限額】100万円【補助率】2/3

※2 複数事業者が共同で事業実施する場合【補助上限額】100万円【補助率】2/3

※3 1~3の各コースの補助上限額(ただし「ベビーシッターの派遣」「子の看護等休暇制度の改正」は50万円が上限)

## 補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの  
(みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出費を受けていないものに限る。)

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの(個人事業を含む)。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

| 業種区分                                              | <b>A</b> 資本金基準<br>(資本の額又は出資の総額)                                 | <b>B</b> 従業員基準<br>(常時使用する従業員の数) |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ① 製造業、建設業、運輸業                                     | 3億円 以下                                                          | 300人 以下                         |
| ② 卸売業                                             | 1億円 以下                                                          | 100人 以下                         |
| ③ サービス(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)                  | 5,000万円 以下                                                      | 100人 以下                         |
| ④ 小売業                                             | 5,000万円 以下                                                      | 50人 以下                          |
| ⑤ ゴム製品製造業<br>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工用ベルト製造を除く) | 3億円 以下                                                          | 900人 以下                         |
| ⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業                              | 3億円 以下                                                          | 300人 以下                         |
| ⑦ 旅館業                                             | 5,000万円 以下                                                      | 200人 以下                         |
| ⑧ その他の業種(上記以外)                                    | 3億円 以下                                                          | 300人 以下                         |
| その他の法人                                            | <b>C</b> 組織形態・従業員数                                              |                                 |
| ⑨ 組合、連合会                                          | 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会                           |                                 |
| ⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人                                | 常時使用する従業員の数が100人以下の者                                            |                                 |
| ⑪ 社団法人(一般・公益)                                     | 直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者 |                                 |
| ⑫ 財団法人(一般・公益)                                     | ①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者                               |                                 |
| ⑬ 特定非営利活動法人                                       |                                                                 |                                 |

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府が認めるもの

補助対象期間 交付決定日～令和8年2月28日(土) ※期限までに、経費の支払いも含め事業を完了する必要があります。

【誰もが働きやすい職場づくりコース、病児保育コース、育児休業取得促進コース】

京都府 商工労働観光部 労働政策室 ☎ 075-682-8925

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 受付時間:平日9時～17時

お問い合わせ先

【テレワークコース】

京都企業人材確保センター ☎ 075-682-8948

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 受付時間:平日9時～17時

